

(別紙 1)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (第23号告示第19号)	厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者  (一) 日常的に歩行が困難な者  (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」  <b>※基本調査に該当項目なし</b>
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者  (一) 日常的に起き上がりが困難な者  (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」  基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれかに該当する者  (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者    (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外  又は基本調査 3-2 ~ 基本調査 3-7 のいずれか「2. できない」  又は基本調査 3-8 ~ 基本調査 4-15 のいずれか「1. ない」以外  その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む  基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者  (一) 日常的に立ち上がりが困難な者  (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」  基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」  <b>※基本調査に該当項目なし</b>
カ 自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者  (一) 排便が全介助を必要とする者  (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」  基本調査 2-1 「4. 全介助」

※アの(二)、オの(三)については、該当する認定調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する。